

議案第 2 号

高根沢町町税条例の一部改正について

高根沢町町税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町町税条例の一部改正について

1 概要

令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等に基づき、同日付で公布した高根沢町町税条例の一部を改正する条例（令和 8 年高根沢町条例第 10 号）による改正以外の部分について、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（1）地方税法の参酌基準に基づき、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の特例割合を変更します。

（改正後の附則第 10 条の 2 第 9 項から第 14 項まで）

（2）本町に適用がない区分のわがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）を削ります。また、これに伴う項ずれに対応します。

（改正前の附則第 10 条の 2 第 13 項）

（3）特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に国の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に、当該家屋に係る翌年度分から 2 年度分の固定資産税額を減額する割合を 3 分の 1 とします。

（附則第 10 条の 2 第 24 項）

3 施行日

公布の日から施行し、令和 8（2026）年 4 月 1 日から適用します。

高根沢町条例第 号

高根沢町町税条例の一部を改正する条例

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 <u>13</u> 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 <u>14</u> 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 <u>15</u> （略）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 <u>13</u> <u>法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> <u>14</u> 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 <u>15</u> 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 <u>16</u> （略）

<u>16</u> (略)	<u>17</u> (略)
<u>17</u> (略)	<u>18</u> (略)
<u>18</u> (略)	<u>19</u> (略)
<u>19</u> (略)	<u>20</u> (略)
<u>20</u> (略)	<u>21</u> (略)
<u>21</u> (略)	<u>22</u> (略)
<u>22</u> (略)	<u>23</u> (略)
<u>23</u> (略)	<u>24</u> (略)
<u>24 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高根沢町町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。